平成~~30~~31年度私立学校振興費（運営費）補助金（学校の安全対策事業割のうち、緊急安全対策事業）に係る申請上の留意事項について

１　ブロック塀等に係る安全対策事業

　(1)　事業要件

　　 ア　学校施設におけるブロック塀等の外観に基づく点検や内部点検の結果、安全性に問題があるとされたブロック塀等が対象であること。

　　 イ　平成30年６月19日以降に計画し、緊急的に撤去したと認められる事業であること。

　(2)　補助対象経費

　　 ア　(1)の安全性に問題があるブロック塀等に係る撤去費用。

　　　 ※　安全性に問題があるブロック塀等を撤去するために、安全性に問題のないブロック塀等（当該安全性に問題があるブロック塀等に接続されているものに限る。）も合わせて一体的に撤去しなければならない場合には、安全性に問題のないブロック塀等に係る費用も補助の対象とする。

　　 イ　学校法人会計上、「教育管理経費支出」に分類される経費。

　　　 ※　再設置や改修を伴い、学校法人会計上、「施設関係支出」に該当する事業については、補助対象外となるため、留意すること。

　　 ウ　平成~~30~~31年度内に支払いが完了する経費。

　(3)　補助対象外経費

　　 ア　ブロック塀等の再設置や改修に係る経費。

　　 イ　安全性に問題があることが確認できないブロック塀等に係る撤去費用。

　　 ウ　国や地方公共団体等が実施する他の補助事業の対象となる経費。

　(4)　その他

ア　中学校と高等学校で同一建物や同一敷地等を利用している場合等において、当該事業の申請をする場合には、ブロック塀等の位置関係や構内の利用実態に応じて、各学種ごとに経費を按分して申請すること。

　 　イ　ブロック塀等の安全対策事業を実施する場合は、安全点検調査結果が分かる書類（委託業者、市町村等による診断書等）を実施状況調査時に提出する必要があること。

２　保健室等への空調（冷房）設備の設置事業

　(1)　事業要件

平成30年７月18日以降に計画し、緊急的に設置したと認められる事業であること。

(2)　補助対象経費

　　 ア　幼稚園、小学校、中学校及び高等学校については、保健室（※１）又は特定の教室（※２）への設置費用。

　　　 ※１　保健室について

　　　　　　 職員室等の管理諸室を保健室として兼用している幼稚園にあっては、当該管理諸室を保健室として利用していることが明らかである場合には、補助の対象とする。

　　　 ※２　特定の教室について

　　　 　(ア)　幼稚園：夏季休業時等に預かり保育等で使用することが想定されている教室

　　　　 (イ)　高等学校：夏季休業時に夏期講習等で使用することが想定されている教室

　　 イ　特別支援学校については、保健室又は普通教室への設置費用。

　　 ウ　補助対象となる教室数は、保健室・特定の教室について、それぞれ１室までとする。

　　　　 なお、特別支援学校の普通教室については、教室数を限定しないものとする。

　　　 ※　教室の構造上、１室に限定して空調設備を設置することが困難である場合等、やむを得ない事情がある場合に限り、１室を超えて補助対象とすることがある。

　　 エ　複数の教室に空調（冷房）設備を設置した場合の工事費用については、当該工事費用を設置した教室数で按分し、補助対象となる教室数を乗じて、補助対象となる工事費用を算定すること。

　　 オ　学校法人会計上、「設備関係支出」（又は「教育管理経費支出」）に分類される経費。

　　 カ　平成~~30~~31年度内に支払いが完了する経費。

(3)　補助対象外経費

　ア　大規模な工事等を伴い、建物に附属する空調（冷房）設備を設置する場合等、「施設関係支出」に該当する事業に係る経費。

イ　国や地方公共団体等が実施する他の補助事業の対象となる経費。